

授与する学位の名称	博士(看護科学) [Doctor of Philosophy in Nursing]	
人材養成目的	さまざまな文化的背景を持つ人々の多様な医療ニーズに創造力をもって科学的にかつ柔軟に応えることが可能な医療の専門家が求められている。本学位プログラムでは、学際的および国際的な視点に基づき、看護学の高度専門職者、教育者、研究者、政策・行政分野の看護・医療の専門家として専門的知識、技術を有するに留まらず、常に研究マインドを持って看護実践を検証していくことのできる人材を養成する。さらに、看護の専門領域だけではなく、「学際性」と「科学性」に基づく新しい看護の技術や教育・研究方法を開発できる人材を養成する。	
養成する人材像	次代に向けて必要となる新たな知識の創造と技術開発の基礎となる教育・研究方法について体系化できる力を備えた教育者、研究者、実践と理論の架け橋となる高度専門職者となりうる人材。	
修了後の進路	大学等の高等教育機関における教育者、研究者、看護・医療の管理・政策・行政に貢献する高度専門職者等	
ディプロマ・ポリシーに掲げる 知識・能力	評価の観点	対応する主な学修
1. 知の創成力: 未来の社会に貢献し得る新たな知を創成する能力	① 新たな知の創成といえる研究成果等があるか ② 人類社会の未来に資する知を創成することが期待できるか	看護科学の基盤と原理、看護科学特論、看護科学演習Ⅰ、看護科学研究、博士論文作成、学会発表
2. マネジメント能力: 俯瞰的な視野から課題を発見し解決の方策を計画し実行する能力	① 重要な課題に対して長期的な計画を立て、的確に実行することができるか ② 専門分野以外においても課題を発見し、俯瞰的な視野から解決する能力はあるか	看護科学特論、達成度自己点検
3. コミュニケーション能力: 学術的成果の本質を積極的かつ分かりやすく伝える能力	① 異分野の研究者や研究者以外の人に対して、研究内容や専門知識の本質を分かりやすく論理的に説明することができるか ② 専門分野の研究者等に自分の研究成果を積極的に伝えるとともに、質問に的確に答えることができるか	看護学教育、看護科学演習Ⅰ、看護科学特論、学会発表、ポスター発表
4. リーダーシップ力: リーダーシップを發揮して目的を達成する能力	① 魅力的かつ説得力のある目標を設定することができるか ② 目標を実現するための体制を構築し、リーダーとして目的を達成する能力があるか	看護学教育、学内外セミナー等の参加経験
5. 国際性: 国際的に活動し国際社会に貢献する高い意識と意欲	① 国際社会への貢献や国際的な活動に対する高い意識と意欲があるか ② 国際的な情報収集や行動に十分な語学力を有するか	大学院共通科目(国際性養成科目群)、看護科学演習Ⅰ、国際セミナー参加、会議発表、英語論文作成
6. 科学的根拠の創成力: 看護実践の基盤になる新たな知を創成する研究能力	① 新たな知の創成といえる研究成果があるか ② 看護科学の発展に寄与する知を創成することが期待できるか	看護科学研究、看護科学特論、看護科学演習Ⅱ、論文作成、学会発表など
7. 看護科学の専門知識: 看護科学に関する高度な専門知識を深める能力	① 看護科学に関する専門知識の本質を探究することができるか ② 看護科学の現象を捉えて、具体化・抽象化できるか	看護科学の基盤と原理、看護科学研究、看護科学演習Ⅱ、論文作成、学会発表など
8. 研究・教育者としての倫理観: 確かな倫理観をもって研究・教育が出来る能力	① 人の尊厳を擁護する倫理規範に基づいた、判断や行動ができるか ② 高度な研究課題に対して、研究倫理に配慮した研究計画を立て、的確に遂行することができるか	看護学教育、看護科学研究、看護科学演習Ⅰ・Ⅱ、論文作成、学会発表など
9. 国際的な研究・実践能力: 国際水準に見合った研究・実践能力	① 国際的な学術交流の場において自己の成果を発信できるか ② 母語を日本語としない学生や研究者と専門知識について議論できるか	看護科学の基盤と原理、看護科学研究、看護科学演習Ⅱ、国際的な活動経験

学位論文に係る評価の基準

(評価基準)

- 研究の内容が看護科学に寄与するものであること。
- 論旨が独創的であり、創意を支える論証が確かであること。
- 研究の意義、目的を明確に設定し、適切な方法を用いて研究し、適切な形式や表記で論文を記述できていること。
- 使用したデータは申請者が研究の目的に沿って収集したものであること。一方、データが従来（後期課程入学以前）のものを含む場合は、その分析が斬新であること。
- 研究の実施、もしくはその結果の公開において倫理的な問題がないこと。

(審査手順)

- 研究計画書審査では、主査1名、副査1名で構成する審査委員会を組織し、研究計画書と研究計画書審査会での発表をあわせて審査する。
- 研究計画書審査会終了後、審査委員会は評価基準に基づいて合か再審査かを判定する。
- 学位論文の合否は、学位論文予備審査委員会（以下、予備審査会）による予備審査を経て、論文審査委員会による論文審査と最終試験によって判定する。
- 予備審査会の役割は、申請資格の確認と、申請論文が学位論文審査会における審査に値するレベルであることを確認、とする。論文の質を高めるために、提出論文を一定の期間内に加筆修正させることを要求できる。
- 予備審査会は、指導教員と副指導教員以外の看護科学学位プログラムの担当教員3、4名で構成する。そのうち主査と副査1名は、研究計画書の審査委員会の委員が担う。
- 予備審査会は、発表会を開催して申請者により研究内容を説明させ、それに関連する事項について質疑応答を行う。発表会は原則公開として、日時、場所、論文課題名、申請者氏名等を事前に掲示する等して周知する。
- 論文審査委員会は、指導教員と副指導教員以外の看護科学学位プログラムの担当教員が原則4、5名で構成する。主査は、看護科学学位プログラムの研究指導を担当する教員とする。主査と副査2名は、当該学位論文の予備審査委員会の委員が担い、新たな副査として本学の他の学位プログラムあるいは学外の教員を1名以上含める。審査委員は原則博士の学位を有する者とする。
- 論文審査委員会は、発表会を開催して申請者により研究内容を説明させ、それに関連する事項についての質疑応答を行う。発表会は原則公開として、日時、場所、論文課題名、申請者氏名等を事前に掲示する等して周知する。発表会後の主査副査による合否の判定のための審議は非公開とする。審査委員の合意により、提出論文に加筆修正が必要と判断された場合は、一定期間内に加筆修正を申請者に対して要求できる。

カリキュラム・ポリシー

学融・学際的な発想を重視して、新しい看護科学の創造に向けた取り組みが可能となるようなカリキュラム編成とする。学修を高めるための方策として、学問領域の狭義な枠組みを超えて、真の意味で実践と理論のバランスのとれた人材の育成を目指し、科学的根拠に基づく理論の学修が深められ、実践科学としての看護学の発展につなげることが可能となる科目構成とする。また、学術協定をもつ大学への学生の留学や教育・研究に関する学術交流の活性化により、国際水準の研究能力を培う環境を提供する。

教育課程の編成方針

- 既成の看護学領域にとらわれず、全教育課程を1領域（看護科学）とし、学融・学際的な発想を重視したカリキュラム編成とする。
- 学生の専攻分野を軸として、関連する分野の基礎的素養や広い視野、汎用的知識・能力の涵養に資するよう、大学院共通科目、研究群共通科目、学術院共通専門基盤科目から2単位以上を履修することを求める。
- 専門的な分野での卓越した研究を実施するための科目として専門基礎科目を置き、「看護科学の基盤と原理」により看護科学の専門知識を深める能力を身につけ、「看護研究方法論」により科学的根拠に基づき知識を創成する研究能力を身につける。さらに「応用統計学」「看護学教育」により研究・教育者としてのデータ分析能力や倫理観を身につけ、研究・教育者としての基本的な能力と資質の向上に向けて焦点化する。
- 専門基礎科目で身についた知識・能力を基に、専門科目の「看護科学特論」「看護科学演習I」「看護科学演習II」等により、看護に関する高度な知識と看護実践の基盤になる科学的根拠を創出する研究能力を醸成させる。
- 専門科目の「看護科学研究」、研究グループにおけるゼミナール、学術協定校講師による特別講義等により、学位論文に取り組む過程で国際水準の研究能力を身につける。
- 大学院共通科目、eAPRIN、臨床研究における倫理講習、「研究倫理学演習」等からも、確かな倫理観と価値基準に裏付けられた研究能力を身につける。

学修の方法 ・プロセス	<ul style="list-style-type: none"> 修了に必要な単位数は、25 単位以上とする。 修了のために履修すべき専門基礎科目は、「看護科学の基盤と原理」(2 単位)、「看護研究方法論」(2 単位)を必修とするほか、選択科目「看護学教育」(2 単位)、「応用統計学」(2 単位)、大学院共通科目、研究群共通科目、学術院共通専門基盤科目の中から選択して、あわせて 10 単位以上とし、1 年次前半に履修することを奨励する。 修了のために履修すべき専門科目は、「看護科学特論」(2 単位)、「看護科学演習 I」(2 単位)、「看護科学演習 II」(1 単位)、「研究倫理学演習」(1 単位)、「看護科学研究」(9 単位) を含む 15 単位以上とし、博士論文への取り組み状況に合わせて適宜履修する。 研究課題について国内外の論文を検討し、系統的・論理的に研究目的と研究方法を立案・発表し、研究計画書審査に向けて建設的に討議をする「看護科学演習 I」を 1 年次の後半に履修する。 研究計画書を立案できた学生は研究計画書審査会で研究計画書を発表し、研究計画書の審査を受ける。 研究計画書審査に合格した学生(2 年次後半を想定)は、研究計画書に沿って研究を進めことができるように「看護科学演習 II」を履修し、各自の研究課題の独創性や新奇性について根拠をもって発表し建設的に討議をする。 博士論文を作成するための科目である「看護科学研究」を必修とする。1 年次の 4 月に指導教員と副指導教員(2 名まで)を決定し、学生が研究指導を受けられる体制を整える。人を対象とする研究課題については、研究の開始までに、該当する倫理審査委員会から計画書の承認を得たうえで実施する。
学修成果の評価 評価	<ul style="list-style-type: none"> 身につけるべきコンピテンスとその評価の観点を各科目のシラバスに明示する。 成績評価は各科目担当者がシラバスの評価基準にそって評点し、科目責任者が最終的な科目の達成度評価を成績として報告する。 国際性および国際通用性を目指す研究力・実践力については、学術協定校講師による特別講義等への参加度やその他の海外との研究・実践活動実績を通して評価する。 授業科目以外に博士論文への取り組み状況を研究計画書審査にて評価する。学生の状況に合わせて適時審査申請できるように、研究計画書審査会は、4 月、8 月、12 月の年 3 回開催する。 - 研究計画書審査では、主査 1 名、副査 1 名で構成する審査委員会を組織し、研究計画書と研究計画書審査会での発表をあわせて審査する。指導教員と副指導教員は、審査委員にはなれない。主査および副査は博士の学位を有する研究指導担当教員とする。ただし、研究内容から判断してより質の高い適正な審査を行う上で必要と判断された場合は、副査に限りその限りではない。研究計画書の審査委員会の委員は、当該学生の学位申請の際の学位論文審査委員会の委員を担う。 - 研究計画書審査会終了後、審査委員会は評価基準に基づいて合か再審査かを判定する。研究計画書審査の評価基準は、①新規性かつ学術的価値のある研究か、②十分に先行研究を吟味し、研究背景を示しているか、③研究の意義と目的が明確であるか、④適切な研究方法を選択できているか、⑤研究実施において倫理的に問題がないか、の 5 つとする。 - 再審査の判定を受けた者及び指導教員は、審査委員からの助言を参考にして研究計画書を再作成し、学期毎に再審査を受けることができる(ただし再審査は発表から行い、主査、副査については原則変更しない)。 ・博士論文の審査は以下の通りである。 - 学位論文の形式は原則 Dissertation 形式とする。具体的には、研究課題についての文献的考察、当該研究の目的、対象、方法、結果、考察、結論及び文献が、この順序に記述され、原則として A4 判の用紙に邦文又は英文で、ワープロ等により印刷され、簡易製本されたものであり、元となる原著論文が共著論文の場合には、当該論文を学位論文として提出することに関して共著者の承諾書を得るものとする。これ以外の形式またはその判断を要する場合は、看護科学学位プログラム教育会議でその是非に関して審議する。 - 学位論文の合否は、学位論文予備審査委員会(以下、予備審査会)による予備審査を経て、論文審査委員会による論文審査と最終試験によって判定する。 - 予備審査会の役割は、申請資格の確認と、申請論文が学位論文審査会における審査に値するレベルであることを確認、とする。必要に応じて、非公開で、申請学生から研究内容を説明させ、質疑応答できる。また、論文の質を高めるために、指導助言し、提出論文を一定の期間内に加筆修正させることを要求できる。 - 予備審査会は、指導教員と副指導教員以外の看護科学学位プログラムの担当教員 3、4 名で構成する。そのうち主査と副査 1 名は、研究計画書の審査委員会の委員が担う。審査委員は原則博士の学位を有する者とする。ただし、研究領域や研究手法等から判断して、より適正な審査する上で必要と判断された場合は、副査においてその限りではない。 - 学位論文を提出して博士(看護科学)の学位を取得しようとする者の標準的な資格は、次のとおりとする。①提出時に看護科学に関連する論文が学術雑誌に筆頭著者で 1 編以上掲載されていること。または掲載される

	<p>予定であり、その内容が確認できること、②研究計画書の審査に合格していること、③看護科学学位プログラムが定める履修方法にそって3年次終了までに25単位以上を取得（見込みを含む）していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 予備審査会は、発表会を開催して申請者により研究内容を説明させ、それに関連する事項について質疑応答を行う。発表会は原則公開として、日時、場所、論文課題名、申請者氏名等を事前に掲示する等して周知する。公開のため、審査委員以外の者も質疑に参加できる。発表会後の主査副査による合否の判定のための審議は非公開とする。審査委員の合意により、提出論文に加筆修正が必要と判断された場合は、一定期間内に加筆修正を申請者に対して要求できる。 - 論文審査委員会は、予備審査会を通った論文が博士の学位を授与するに相応しい論文であるか否か審査する。 - 論文審査委員会は、指導教員と副指導教員以外の看護科学学位プログラムの担当教員が原則4、5名で構成する。主査は、看護科学学位プログラムの研究指導を担当する教員とする。主査と副査2名は、当該学位論文の予備審査委員会の委員が担い、新たな副査として本学の他の学位プログラムあるいは学外の教員を1名以上含める。審査委員は原則博士の学位を有する者とする。ただし、研究領域や研究手法等から判断して、より適正な審査する上で必要と判断された場合は、副査においてその限りではない。 - 論文審査委員会は、発表会を開催して申請者により研究内容を説明させ、それに関連する事項についての質疑応答を行う。発表会は原則公開として、日時、場所、論文課題名、申請者氏名等を事前に掲示する等して周知する。公開のため、審査委員以外の者も質疑に参加できる。発表会後の主査副査による合否の判定のための審議は非公開とする。審査委員の合意により、提出論文に加筆修正が必要と判断された場合は、一定期間内に加筆修正を申請者に対して要求できる。 - 論文審査委員会は、看護科学の領域において新規性、独創性と十分な学術的価値を持つ自著の論文であることを評価基準に沿って審査する。評価基準として以下の5項目をあげる。①研究の内容が看護科学に寄与するものであること、②論旨が独創的であり、創意を支える論証が確かであること、③研究の意義、目的を明確に設定し、適切な方法を用いて研究し、適切な形式や表記で論文を記述できていること、④使用したデータは申請者が研究の目的に沿って収集したものであること。一方、データが従来（博士後期課程入学以前）のものを含む場合は、その分析が斬新であること、⑤研究の実施、もしくはその結果の公開において倫理的な問題がないこと。
アドミッション・ポリシー	
求める人材	博士前期課程や修士課程で養った看護実践能力や研究能力を活かし、新たな知識の創造をとおして看護科学の知識体系に寄与する意欲を持つ人材を求める。さらに、学際的および国際的な視点に基づき、実践と理論の架け橋となるための研究者、教育者、高度専門職者を目指す人材を求める。
入学者選抜方針	<ul style="list-style-type: none"> ・8月に入学試験を実施し、8月期の入学試験において定員に満たない場合には2月に再度試験を実施する。 ・募集人数は8名とする。 ・出願資格は、次のいずれかに該当する者とする。①修士の学位を有する者、あるいは入学前年度3月までにその見込みのある者、②専門職学位を有する者、あるいは入学前年度3月までにその見込みのある者、③外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者、あるいは入学前年度3月までにその見込みのある者。④本学大学院において行う出願資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者及び入学前年度3月までに24歳に達する者。 ・入学試験では、専門科目と英語の筆記試験、口述試験により、学力査定と人物評価を行う。専門科目の試験では、受験者の看護に関する専門知識を評価することを目的に、看護や医療に関連する文章を用いた出題をする。英語の試験では、海外の学術論文を活用するだけの英語能力があるかを評価することを目的に出題する。口述試験では、独創性のある研究を大学院生として行う力量があるか、また研究者あるいは教育者、実践家としての看護科学分野における適性、資質、将来的な可能性、及び明確な目的意識を有するか否かを評価する。 ・外国人留学生が受験する場合には、英語による問題ならびに設問の作成等の配慮をする。